

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表:平成31年2月22日

事業所名 こだま

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		プレイルームやホールなど活動ができるよう広いスペースを設けています。	
	2	職員の配置数は適切である	○		基準以上の配置をしており活動や行事に応じて職員数を増やしています。	
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		各目的別に居室を確保し構造化を図っています。また事業所内は全てバリアフリーとなっています。	
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		清潔に努め、活動内容や利用目的に応じて各室を使い分けています。	
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○		職員全員で目標設定と振り返りを行い、各業務の方針を決定しています。	
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		法人内で2年に1度保護者向けの満足度調査を行っています。また昨年度よりガイドラインのアンケート調査を実施しています。	
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		現在は児童発達支援の対象者が居ないため保護者向けの評価はできませんが、事業所の評価は今年度より実施しています。	
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○		第三者による外部評価は行っていません。
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		法人内研修に加え、外部研修にも積極的に参加しています。	
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		子どもの行動を日々観察し、保護者との面談を定期的に行うことで、発達段階に合わせたニーズと課題を踏まえ、計画を作成しています。	
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		標準化されたアセスメントを参考に事業所独自のアセスメントツールを使用し、行動特性や発達に応じて把握できるようにしています。	
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		個別支援計画では「発達支援」2～3項目、「家族支援」「地域支援」の項目を挙げ、具体的に支援できるよう設定しています。	
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		個別支援計画に沿った支援を行えるよう職員間で会議などで伝達を行うと共に日々の情報共有に努めています。	
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	○		毎月の活動内容について職員間で話し合いながら決定しています。	
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		毎月活動予定表を作成し、運動や調理活動、創作活動等の他、季節の行事も行っています。	
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○		個別活動、集団活動それぞれにおける各児童の課題を抽出し、計画を作成しています。	
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		毎日打ち合わせを行い、送迎や活動内容の役割分担の確認や児童の支援についての引継ぎ等を確認しています。	
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		伝達ノートを活用し、打合せに不在の職員にも情報共有できるよう努めています。	

適切な支援の提供	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		利用者別に支援記録を取ることで、日々の支援の改善や計画作成につなげています。	
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		新規の子どもは1~3ヶ月、それ以外の子どもは各自状況に応じて半年に1回必ずモニタリングを行い、計画の見直しを行っています。	
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		主に児童発達支援管理責任者が参画していますが、必要に応じて現場の職員も参画します。	
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		各市町の母子保健、子育て支援課等と連携を図っています。	
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	○		現在は対象児が居ないため支援は行っていません。	
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	○		現在は対象児が居ないため体制は整っていません。	
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		現在は対象児が居ないため情報共有等は図れていません。	
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		現在は対象児が居ないため情報共有等は図れていません。	
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		発達障害支援アドバイザー派遣事業等の助言を受けています。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○		保育所や幼稚園との交流する機会は設けていませんが、公園などで遊ぶ機会を通じて交流しています。	
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○		津幡町自立支援協議会子ども部会に参加し相互協力する関係作りに努めています。	
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○		送迎や必要に応じて連絡帳等を通じて共通理解が図れるようにしています。また、年2回面談を通して子どもの成長の確認など行っています。	
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている			自宅での様子など聞き取りを行い、助言など行っています。	ペアレント・トレーニング等の支援までは至っていないため今後検討します。
32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		契約時に児童発達支援管理責任者より説明しています。		
33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○		児童発達支援管理責任者から直接支援内容の説明を行い同意を得ています。		
保護者への説明責任等	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		適宜面談や訪問など通して助言や相談に応じています。	
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		年に1回情報交換会や家族の交流会等行っています。	
	36	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		相談や申し入れがあった場合は、迅速に対応しています。受け入れができない場合は他事業所等紹介できる体制を整えています。	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		法人の広報誌や事業所からの通信を発行しています。	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○		個人情報保護に対する基本方針を基に職員に対し定期的な働きかけを実施しています。	

保護者への説明責任等	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		個人の障害特性に合わせて写真や絵を使用したり、文字を平仮名にしたリビをふったり等分かりやすく伝えるようにしています。	
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている		○	クリスマス会等の行事に地域住民の方にボランティアとして参加してもらっています。	地域公益的的事业に定期的に参加していただいている地域住民の方々への情報発信等さらに高め交流に繋げていきます。
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している		○	法人内で各種マニュアルを整備し全事業所職員間で周知しています。	保護者までマニュアルの周知はできていないため、面談や交流会等通じてお伝えする機会を設けていきます。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		毎月防災教育を設定し、災害について学んだり避難訓練を実施したりしています。	
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○		面談時、服薬やてんかん、身体状況など確認を行っています。	
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○		保護者を通じてアレルギーの有無を行い医師の指示の基、制限食・除去食を対応しています。	
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		法人内に事故対策委員会を設け、ヒヤリハットの事例を基に会議やミーティング等で共有しています。	
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		新任職員に入職後に虐待防止研修を行っています。また、法人で開催される年1度の伝達研修を行っています。	
47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		「身体拘束を行わない」を前提に支援の向上に努めています。対象の子どもが居た場合には保護者との話し合いを行い計画に記載しています。		